

貸付種類等一覧

| 資金種類 | | 貸付限度額 | 据置期間 | 償還期間 | |
|---------------------------|-------------------|---|---|---------------|--|
| 教育支援資金 | 教育支援費 | 学校教育法に規定する高等学校、大学または高等専門学校への修学に必要な経費（授業料、交通費（通学期）、賃貸アパートの家賃、寮費等） | 〈高校〉 月 3.5 万円以内 〈高専・短大〉 月 6 万円以内 〈大学〉 月 6.5 万円以内 | 卒業後 6 月以内 | 〈高校〉 8 年以内 〈高専・短大〉 10 年以内 〈大学〉 15 年以内 |
| | 就学支度費 | 入学に際し必要な経費（入学金や教科書代等の入学時の納入経費、制服、学校指定のバック等） | 50 万円以内 | | 借入金額により償還期間の設定あり |
| 福祉資金 | 福祉費 | 日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要なと見込まれる費用（生業経費、技能習得関係経費、住宅軽費、障害者自動車購入経費等） | 各資金の種類によって設定あり | | |
| | 緊急小口資金 | 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する少額の費用 | 10 万円以内 | 最終貸付日から 2 月以内 | 措置期間経過後 8 月以内 |
| 総合支援資金 (ハローワークからの証明必要) | 生活支援費 | 失業などにより日常生活全般に困難を抱え、生活再建までの間に必要な生活費用（貸付期間 12 月以内） | 〈二人以上〉 月 20 万円以内 〈単身〉 月 15 万円以内 | 最終貸付日から 6 月以内 | 措置期間経過後 20 年以内 |
| | 住居入居費 | 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 | 40 万円以内 | 貸付けの日 | |
| | 一時生活再建費 | 失業などによる場合、新たに就業するために必要な支度費、技能習得費等の費用や住宅手当を併せて申請する場合の家具什器費等 | 60 万円以内 | | |
| 不動産担保型生活資金 | 不動産担保型生活資金 | 一定の住居不動産を有し、その住居に住み続ける低所得者の高齢者世帯に対しその不動産を担保に貸付 | 土地評価額の 70%程度 月 30 万円以内 | 契約終了後 3 月以内 | 措置期間終了後 |
| | 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 | 一定の住居不動産を有し、その住居に住み続ける要保護高齢者世帯に対しその不動産を担保に貸付 | 土地評価額の 70%程度 保護の実施機関が定めた額 | | |

※貸付条件の詳細については窓口にてご相談ください。